## 監查報告書

学校法人 実践女子学園 理事会 御中 評議員会 御中

## 学校法人 実践女子学園

常勤監事 安達 勉 即

監 事 山田 明男 印

私たち学校法人実践女子学園監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人実践女子学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人実践女子学園の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の業務並びに会計及び財産の状況を監査いたしました。その結果につき、次のとおり報告します。

## 1 監査方法の概要

私たちは、監査に当り、理事会・評議員会、常任理事会等の重要な会議に 出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するととも に、会計監査人(東和監査法人)と連携し、計算書類について検討を加える など、必要と思われる監査手続きを実施しました。

また、内部監査室と三様監査連絡会を開くなど、必要な情報交換を行いました。

## 2 監査の結果

- (1) 学校法人実践女子学園の業務に関する決定及び執行は、法令及び寄附行為に従って適切に行われており、法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、財産に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。